

令和 3年7月16日

市政記者各位

福岡市緊急経済対策実行委員会
(飲食部会事務局:福岡市経済観光文化局 MICE 推進課)

個人情報の不適切な取扱いについて

福岡市緊急経済対策実行委員会(以下「実行委員会」という。)から「地域の飲食店を支えるテイクアウト支援事業」に関する業務を受注している業者(以下「受注業者」という。)において、委託業務に関する個人情報担当以外にも利用できる状態になっていたことから、委託業務以外の目的で使用される事案が発生しました。関係者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、再発防止を徹底してまいります。

記

1 事案の概要

- 受注業者において、テイクアウト支援申請者のメールアドレス、企業名及び代表者氏名の情報の管理に不備があり、一部の方にテイクアウト支援事業とは関係のない受注業者の宣伝メールが送られたもの。

【配信されたメールの件数】 1,873 件

【メール送信日時】 令和3年7月7日(水) 14時15分頃

【事案判明日時】 令和3年7月7日(水) 14時45分頃

メール受信者からの問い合わせを受け判明

- なお、当該メールは個人ごとに送付されており、個人情報の外部への流出がないこと、また本事案以外に当該メールアドレス等が別の目的で使用されていないことを確認しております。

2 発生原因

受注業者はテイクアウト支援申請者のメールアドレス、企業名及び代表者氏名を、その他自社保有の情報とあわせて、社内共通のメール配信システムで管理していた。自社保有の情報と、テイクアウト支援事業として管理している情報は、メール配信システム中で識別タグを付加することで区別していたが、このテイクアウト支援申請者アドレスに識別タグを付ける作業の際、作業端末が一時的にフリーズしていたにも関わらず、確認を怠ったことから、タグ付け未処理のデータ 1,873 件が生じ、メール配信システム中において自社保有の情報と区別がつかなくなっていたもの。

3 事案発生後の対応

- 事案に関係する申請者に対して、今回の経緯について説明し、謝罪するためのメールを送信

4 受注業者及び関係職員への措置

- 受注業者に対しては、実行委員会から、個人情報の適切な取扱いについて指導を行いました。
- 市より受注業者に対し、不正又は不正実な行為があったことにより1カ月間の競争入札参加停止の措置が行われています。(本日、公表されております)
- 実行委員会において、受注業者に対する指導監督が十分でなかったことから、関係職員に対し業務改善の指導及び注意を行いました。

5 再発防止策

- 受注業者に対して、社内共通のメール配信システムから当該メールアドレス等を削除し、独立したシステムでの管理へ変更させるとともに、社内での個人情報取扱いに関する研修の実施を指導しています。
- 実行委員会として今後同様な事業を委託する際に、委託業者内での管理体制の構築を求めるなど個人情報の適切な取扱いを徹底いたします。

<問い合わせ先>

経済観光文化局 MICE 推進課 富田

電話番号:092-711-4456